

2.1.1.3 騒音

自然的状況の調査範囲においては、平成 13 年度に、表 2.1.1-3、4 及び図 2.1.1-5 に示す測定地点で県、佐賀市、東与賀町及び大和町による騒音の調査が実施されている。また、表 2.1.1-5 及び図 2.1.1-5 に示すとおり、事業者による騒音の調査が実施されている。

県、佐賀市、東与賀町及び大和町による調査結果は表 2.1.1-3(1)～(2)に示すとおりであり、自動車騒音については、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を 3 地点で未達成となっている。一方、一般環境騒音については、環境基準を達成している。事業者による調査結果は表 2.1.1-3(3)に示すとおりであり、平成 13 年の古湯地区の夜間において環境基準値を満たしていないが、その他はいずれも環境基準値を満たしている。

表 2.1.1-3 騒音の状況(自動車騒音)

No.	測定地点	道路名	類型指定の状況	等価騒音レベル(L _{Aeq} (dB))		環境基準達成状況
				昼間 (環境基準値)	夜間 (環境基準値)	
1	佐賀市光 3 丁目	県道西与賀佐賀線	(B)	70 (70 以下)	64 (65 以下)	
2	佐賀市天佑 2 丁目	市道大財町北島線	B	68 (65 以下)	63 (60 以下)	×
3	東与賀町中飯盛	東与賀広域線	(B)	73 (70 以下)	70 (65 以下)	×
4	大和町川上	県道 31 号線	(B)	68 (70 以下)	63 (65 以下)	
5	佐賀市開成 6 丁目	国道 34 号線	C	74 (70 以下)	71 (65 以下)	×

注)1.各時間区分は以下のとおりである。

昼間:午前 6 時～午後 10 時 夜間:午後 10 時～午前 6 時

2.類型指定を受けていない地域については、騒音規制法における第 1 種区域を A 類型、第 2 種区域を B 類型、第 3・4 種区域を C 類型とみなして()内に示し、評価を行った。

3.環境基準の達成状況は以下の通りである。

:全時間帯において達成

×:全時間帯において未達成

4.表中の測定地点における No. は、図 2.1.1-5 の番号と対応する。

出典:平成 14 年版 環境白書(佐賀県環境生活局環境課 平成 15 年)

表 2.1.1-4 騒音の状況(一般環境騒音)

No.	測定地点	類型指定 の状況	等価騒音レベル(L _{Aeq} (dB))		環境基準 達成状況
			昼間 (環境基準値)	夜間 (環境基準値)	
6	佐賀市赤松町 2	B	49 (55 以下)	42 (45 以下)	

注)1.各時間区分は以下のとおりである。

昼間:午前 6 時～午後 10 時 夜間:午後 10 時～午前 6 時

2.環境基準の達成状況は以下の通りである。

:全時間帯において達成

3.表中の測定地点における No. は、図 2.1.1-5 の番号と対応する。

出典:平成 14 年版 環境白書(佐賀県環境生活局環境課 平成 15 年)

表 2.1.1-5 騒音の状況

No.	区分 地点名	類型指定 の状況	調査期間	等価騒音レベル(LAeq(dB))		
				昼間	夜間	
7	古湯地区	指定なし	平成 12 年 11 月 6 日(月)6:00 ～7 日(火)6:00	45 (55 以下)	44 (45 以下)	
			平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ～9 日(金)6:00	50 (55 以下)	47 × (45 以下)	
8	西畑瀬代替地		平成 12 年 11 月 4 日(土)6:00 ～5 日(日)6:00	36 (55 以下)	36 (45 以下)	
			平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ～9 日(金)6:00	39 (55 以下)	36 (45 以下)	
9	須田地区		平成 14 年 12 月 12 日(木)22:00 ～13 日(金)22:00	45 (55 以下)	37 (45 以下)	
10	古湯地区 一般県道池 原古湯線沿 道		平成 14 年 12 月 12 日(木)22:00 ～13 日(金)22:00	61 (65 以下)	52 (60 以下)	
11	菖蒲地区 主要地方道 富士三瀬線 沿道		平成 12 年 11 月 6 日(月)6:00 ～7 日(火)6:00	51 (65 以下)	40 (60 以下)	
			平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ～9 日(金)6:00	55 (65 以下)	39 (60 以下)	
12	大野代替地 一般国道 323 号沿道		幹線交通 を担う道 路に近接 する空間	平成 12 年 11 月 6 日(月)6:00 ～7 日(火)6:00	62 (70 以下)	51 (65 以下)
				平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ～9 日(金)6:00	61 (70 以下)	52 (65 以下)

注)1.L_{Aeq}:等価騒音レベル(騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル)

2.時間の区分は以下のとおりである。

昼間:午前 6 時～午後 10 時 夜間:午後 10 時～午前 6 時

なお、L_{Aeq} は各時間帯のエネルギー平均値を示す。

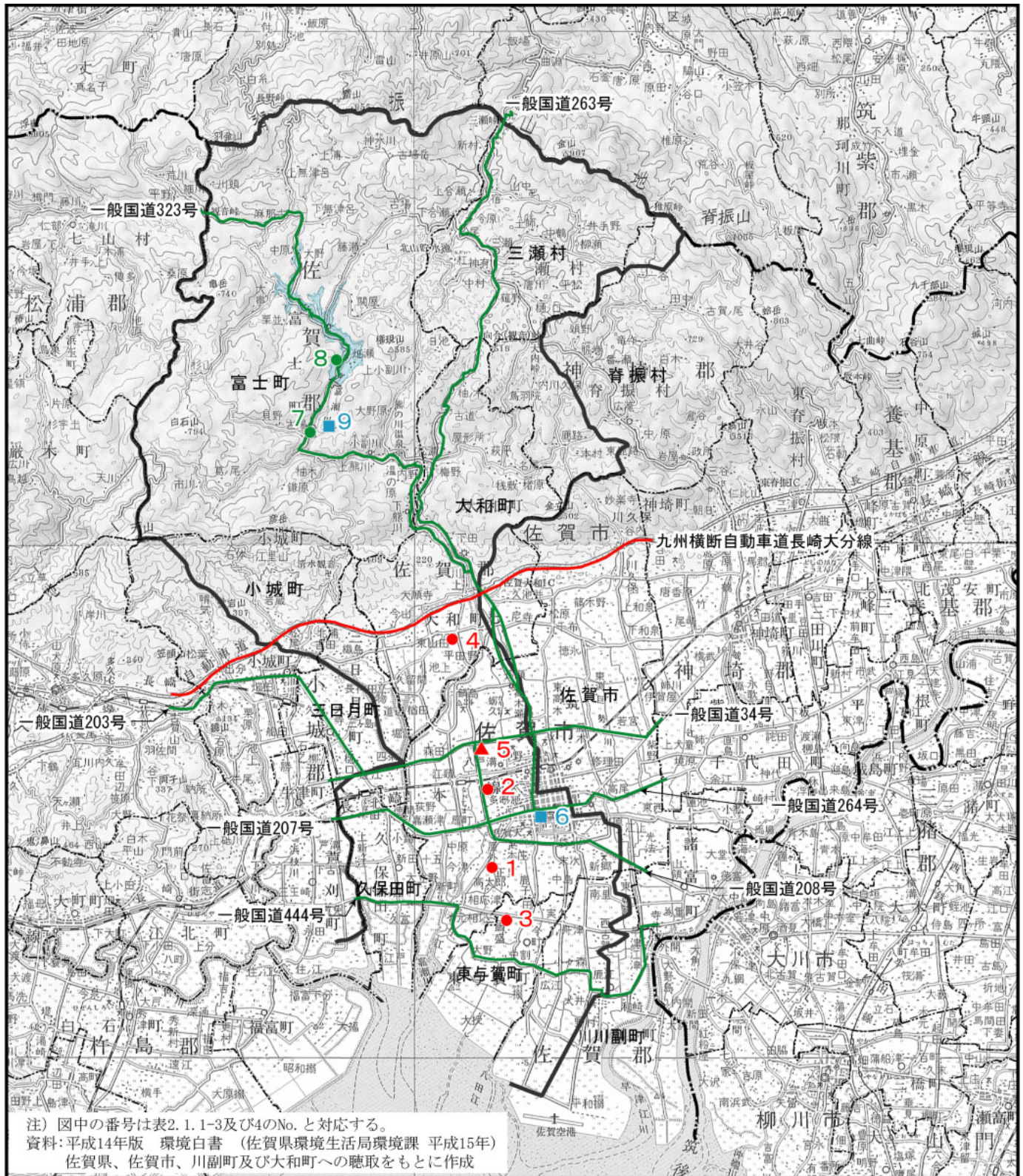
3.()内の数値は、それぞれ当該地点における環境基準値を示す。

なお、調査地点 7～11 は環境基準の類型の当てはめ地域の指定がないことから、調査地点 7～8 については B 地域の環境基準値を適用し、調査地点 10 及び 11 については B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準値を適用した。

4. :環境基準値を満たしている ×:環境基準値を満たしていない

5.表中の No. は図 2.1.1-5 の番号と対応する。

出典:国土交通省嘉瀬川ダム工事事務所資料



凡例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 自然的状況の調査範囲
- : 県界
- : 市町村界
- : 自動車騒音測定地点及び
道路交通振動測定地点
- : 自動車騒音測定地点
- : 一般環境騒音測定地点
- : 一般環境騒音測定地点及び
振動測定地点
- : 高速道路
- : 一般国道



1:200,000

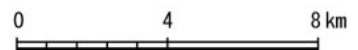


図2.1.1-5
騒音及び振動調査地点

2.1.1.4 振動

自然的状況の調査範囲においては、平成 13 年度に表 2.1.1-6、7 及び図 2.1.1-5 に示す測定地点で佐賀市、東与賀町及び大和町による道路交通振動の調査が実施されている。

また、図 2.1.1-5 に示すとおり、事業者による振動の調査が実施されている。

佐賀市、東与賀町及び大和町による調査結果は表 2.1.1-4(1)に示すとおりであり、道路交通振動については、いずれの地点においても、全ての時間帯において振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)の要請限度に適合している。事業者による調査結果は表 2.1.1-4(2)に示すとおりであり、いずれの地点においても、振動レベルの測定信頼限界値である 30dB 未満となっている。

表 2.1.1-6 振動の状況

No.	測定地点	道路名	指定地域 種 別	振動レベル L ₁₀ (dB)		要請限度 適合状況
				昼間 (要請限度)	夜間 (要請限度)	
1	佐賀市光 3 丁目	県道西与賀佐賀線	1	48 (65)	35 (60)	
2	佐賀市天佑 2 丁目	市道大財町北島線	1	45 (65)	35 (60)	
3	東与賀町中飯盛	東与賀広域線	1	54 (65)	45 (60)	
4	大和町川上	県道 31 号線	1	35 (65)	32 (60)	

注)1. 要請限度の適合状況は、以下のとおりである。

:全時間帯において適合

2. ()内の数字は当該地域の要請限度を示す。

3. 各時間区分は次のとおりである。昼間:午前 8 時～午後 7 時、夜間:午後 7 時～午前 8 時

4. 調査地点は自動車騒音と同地点である。

5. 表中の測定地点における No. は、図 2.1.1-5 の番号と対応する。

出典:平成 14 年版 環境白書(佐賀県環境生活局環境課 平成 15 年)

表 2.1.1-7 振動の状況

No.	区分 地点名	調査期間	振動レベル L ₁₀ (dB)		要請限度 適合状況
			昼間	夜間	
7	古湯地区	平成 12 年 11 月 6 日(月)6:00 ~ 7 日(火)6:00	<30	<30	
		平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ~ 9 日(金)6:00	<30	<30	
8	西畑瀬代替地	平成 12 年 11 月 4 日(土)6:00 ~ 5 日(日)6:00	<30	<30	
		平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ~ 9 日(金)6:00	<30	<30	
9	古湯地区 一般県道池原 古湯線沿道	平成 14 年 12 月 12 日(木)22:00 ~ 13 日(金)22:00	<30 (65)	<30 (60)	
10	菖蒲地区 主要地方道富 士三瀬線沿道	平成 12 年 11 月 6 日(月)6:00 ~ 7 日(火)6:00	<30 (65)	<30 (60)	
		平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ~ 9 日(金)6:00	30 (65)	<30 (60)	
11	大野代替地 一般国道 323 号沿道	平成 12 年 11 月 6 日(月)6:00 ~ 7 日(火)6:00	36 (65)	31 (60)	
		平成 13 年 11 月 8 日(木)6:00 ~ 9 日(金)6:00	42 (65)	31 (60)	

注) 1. <30 は振動レベルの測定信頼限界値(30dB)未満を示す。

2. 振動レベルは各時間区分の平均値を示す。

3. 要請限度の適合状況は、以下のとおりである。

:全時間帯において適合

4. ()内の数字は当該地域の要請限度を示す。

5. 時間区分は、昼間は午前 8 時 ~ 午後 7 時、夜間は午後 7 時 ~ 午前 8 時である。

6. 表中の No. は図 2.1.1-5 の番号と対応する。

出典:国土交通省嘉瀬川ダム工事事務所資料